

令和4年度における 子ども・子育て支援新制度に関する 概算要求の状況について

内閣府子ども・子育て本部
厚生労働省子ども家庭局
文部科学省初等中等教育局

子ども・子育て支援新制度に関する概算要求の姿（内閣府）

（単位：億円）

区 分	令和3年度 当初予算額 (A)	令和4年度 概算要求額 (B)	増減額 (C) ((B) - (A))	増減率 (C) / (A)
一 般 会 計	24,896	24,719	177	0.7%
年金・医療等の経費	24,183	24,040	143	0.6%
義務的経費	23	23	0.4	1.8%
その他の経費	690	656	34	5.0%
年金特別会計 子ども・子育て支援勘定	32,450	31,974	476	1.5%
児童手当	12,949	12,761	188	1.5%
子ども・子育て 支援推進費	15,299	15,299	0	0.0%
地域子ども・子育て 支援事業費	1,864	1,864	0	0.0%
仕事・子育て 両立支援事業費	1,939	1,939	0	0.0%
その他の経費	398	110	288	72.3%

〔計数は、それぞれ四捨五入になっているので、端数において合計と一致しないものがある。〕

消費税引上げとあわせ行う社会保障の充実（消費税引上げ以外の財源も含む）及び「新しい経済政策パッケージ」で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」については、消費税収、地方消費税収並びに重点化及び効率化の動向を踏まえ、予算編成過程で検討する。

また、事業主拠出金が充当される子ども・子育て支援推進費、地域子ども・子育て支援事業費、仕事・子育て両立支援事業費等については、経済団体と協議の上、予算編成過程で検討する。

「令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」
(令和3年7月7日閣議了解)の骨子

令和4年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」(以下「基本方針 2021」という。)及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」で示された「新経済・財政再生計画」(以下単に「新経済・財政再生計画」という。)の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。

1. 要求・要望

- 年金・医療等については、前年度当初予算額に高齢化等に伴ういわゆる自然増(6,600億円)を加算した範囲内で要求。ただし、増加額について、「新経済・財政再生計画 改革工程表」に沿って着実に改革を実行していくことを含め、合理化・効率化に最大限取り組み、高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指すこととし、その結果を令和4年度予算に反映させる。
- 地方交付税交付金等については、「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。
- 義務的経費については、前年度当初予算の額の範囲内で要求。義務的経費を削減した場合には同額を裁量的経費で要求可。参議院議員通常選挙に必要な経費等の増減については加減算。
- その他の経費については、前年度当初予算額の100分の90(「要望基礎額」)の範囲内で要求。
- グリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育てへの予算の重点化を進めるため、「基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)等を踏まえた諸課題について、「新たな成長推進枠」を設ける。各省大臣は、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額と要望基礎額の差額に100分の300を乗じた額及び義務的経費が前年度当初予算の額を下回る場合にあっては、当該差額に100分の300を乗じた額の合計額の範囲内で要望。

2. 予算編成過程における検討事項

- 要求・要望について、これまでの歳出改革の取組を基調とした効率化を行う。その上で、「新たな成長推進枠」において要望された経費については、「新経済・財政再生計画」における歳出改革努力を継続するとの方針を踏まえ措置する。
- 消費税率引上げとあわせ行う増(これまで定められていた社会保障の充実及び「新しい経済政策パッケージ」で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」)については、前年度当初予算の例に基づき所要の額を要求するものとし、その対前年度からの増加の取扱いについては、予算編成過程において検討する。
- 子供・子育てについては、「子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、…こうした機能を有する行政組織を創設するため、早急に検討に着手する」及び「十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく」との方針を踏まえ、予算編成過程において検討する。

3. 要求期限

- 要求・要望に当たっては、8月末日の期限を厳守。

令和4年度内閣府予算概算要求の主要施策（子ども・子育て関係）

子ども・子育て支援新制度の推進（一部社会保障の充実）

【令和3年度予算額】

3兆2,052億円

【令和4年度概算要求額】

3兆1,863億円+事項要求（年金特別会計）

子ども・子育て支援新制度の推進による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「新子育て安心プラン」に基づく保育所等の受入児童数の拡大、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実） 1兆7,163億円（1兆7,163億円）

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を整備するとともに、引き続き、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

子どものための教育・保育給付等

1兆5,299億円（1兆5,299億円）

子どものための教育・保育給付交付金

1兆3,932億円+事項要求（1兆3,932億円）

- ・施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

子どものための教育・保育給付費補助金

69億円+事項要求（69億円）

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

子育てのための施設等利用給付交付金

1,298億円+事項要求（1,298億円）

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どものための教育・保育給付の対象とならない幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用した際に要する費用を支給する。

地域子ども・子育て支援事業

1,864億円+事項要求(1,864億円)

子ども・子育て支援交付金

1,673億円+事項要求(1,673億円)

市区町村が地域の实情に応じて実施する事業を支援する。

- ・利用者支援事業
 - ・延長保育事業
 - ・放課後児童健全育成事業
 - ・地域子育て支援拠点事業
 - ・一時預かり事業
 - ・病児保育事業
 - ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- 等

子ども・子育て支援整備交付金

191億円(191億円)

放課後児童クラブ及び病児保育施設への施設整備等を支援する。

【主な事項要求】

社会保障の充実

令和4年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費について確保する(消費税引上げ以外の財源も含む)。

新しい経済政策パッケージ等の実施

- ・幼児教育・保育の無償化

3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等の費用の無償化について引き続き実施する。

- ・保育士の処遇改善

企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

1,939億円(1,939億円)

仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

事業の進捗状況等を踏まえながら、予算編成過程で検討。

企業主導型保育事業

1,929億円(1,929億円)

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

7.8億円(7.8億円)

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

「新子育て安心プラン」に基づき、中小企業への支援策として、くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対する支援を行う。

児童手当の支給

1兆2,761億円(1兆2,949億円)

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。なお、令和3年通常国会において成立した子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律(令和3年法律第50号)に基づき、高所得者の主たる生計維持者(年収1,200万円以上の者(子ども2人と年収103万円以下の配偶者の場合))を特例給付の対象外とし、令和4年10月支給分から適用することとしている。

令和4年度厚生労働省予算概算要求の主要施策（子ども・子育て関係）

新型コロナウイルス感染症への対応に必要な経費については、別途、事項要求記載した施策は主なもの

子育て家庭や女性を包括的に支援する体制の構築

【令和3年度予算額】

239億円

【令和4年度概算要求・要望額】

405億円

核家族化・共働き世帯増加などの家族構成の変化や地域のつながりの希薄化等により、家庭だけでの子育てが難しくなっており、特に未就園児を中心に、虐待等のリスクが顕在化する前の早期支援の強化が必要である。

支援対象世帯が多様になる中で、支援を要する子育て家庭に対する支援（家庭支援）の充実を図り、結果として虐待を未然に防止する仕組みの強化に向けて制度見直しを検討しているところであり、制度見直しの検討の中で、モデル的に着手することが可能な事業を実施する。

また、子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラーへの支援について、令和4年度から3年間を「集中取組期間」として取り組み、社会的認知度の向上、地方自治体による実態調査や研修、先進的な取組に対する支援、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。

1. 母子保健と児童福祉の一体的な支援体制の構築

支援対象世帯が多様になる中で、支援を要する子育て家庭に対する支援（家庭支援）の充実を図る観点から、母子保健と児童福祉の一体的な支援体制を構築するとともに、家庭に対する相談支援、家事・育児の支援や居場所のない子どもに対する居場所の提供、保護者へのカウンセリング等を実施するための事業を創設する。

子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラーや育児等に不安を抱える家庭に対する相談支援、家事・育児の支援

【一部新規】【一部推進枠】

幼いきょうだいの世話等のため子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラーや、育児等に不安を抱える家庭等に対し育児支援ヘルパーを派遣し、傾聴による相談支援や家事・育児の支援等を行う「子育て世帯訪問支援モデル事業（仮称）」を創設する。

ヤングケアラーについて、令和4年度から3年間を「集中取組期間」として、中・高校生の認知度5割を目指し社会的認知度の向上に取り組むとともに、自治体による実態調査や研修を支援する。コーディネーターの配置やピアサポートなど自治体の先進的な取組を支援する。また、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。

居場所のない子どもに対する居場所の提供、保護者へのカウンセリング【新規】【推進枠】

家庭や学校に居場所のない学齢期以降の子どもに対して居場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、必要に応じて子ども・家庭の状況をアセスメントし、子ども1人1人に寄り添った支援計画の策定を行う「子どもの居場所支援モデル事業（仮称）」を創設する。また、親子分離を未然に防ぐため、NPO法人等に委託し、子どもの養育に不安や悩みを抱えた家庭等に対して、保護者への指導やカウンセリングを実施する等、質が担保された保護者支援を行う「保護者支援モデル事業（仮称）」を創設する。

2. 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実・強化を図るための婦人保護施設の機能強化、婦人相談員の処遇改善、NPO法人等との協働による支援の推進

婦人保護施設の機能強化【一部推進枠】

婦人保護施設の専門性・ノウハウを活かし、地域のNPO等民間団体による若年女性等への支援の強化を図るため、婦人保護施設に民間団体支援専門員を新たに配置するとともに、トラウマケアなどを行う心理療法担当職員を追加で配置する。また、婦人保護施設入所者に係る一般生活費の基準単価を改善し、施設入所者の生活水準の向上を図る。

婦人相談員の処遇改善【一部推進枠】

婦人相談員手当に経験年数に応じた加算を設定するとともに、期末手当を支給するなど婦人相談員の適切な処遇の確保を図る。

困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業の拡充【一部推進枠】

自治体が設置する地域協議会に、自治体職員に対して専門的・技術的な助言・指導等を行うスーパーバイザーを配置し、関係機関の連携による支援の取組を加速する。

官・民の協働による支援の推進【新規】【推進枠】

自治体が、多様な相談対応や自立に向けた支援を地域で展開するNPO法人等を育成し、官・民の協働による困難な問題を抱える女性への支援体制づくりを全国各地域において推進するため、「民間団体支援強化・推進事業（仮称）」を創設する。

若年被害女性等支援事業の拡充【推進枠】

相談対応の質の向上や、より安全・安心な居場所の提供、関係機関の連携・協働による支援の推進に向けて、事業の実施を受託する民間団体における相談対応職員の研修受講の促進、特に配慮を要する若年女性を受け入れる場合の個別対応職員の加配、他機関による支援内容等に精通した者のコーディネーターとしての配置等を行うとともに、補助率の引上げ（1/2 3/4）を図る。

児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

【令和3年度予算額】

1,639億円

【令和4年度概算要求・要望額】

1,801億円+事項要求

令和4年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費（消費税引上げ以外の財源も含む）等については、予算編成過程で検討

児童相談所や市区町村の子ども家庭支援体制の強化、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進など「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。

1. 児童虐待防止対策の推進

子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等も含めた地域における子どもの見守り体制の強化【新規】【推進枠】

子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等を通じた子どもの状況把握を行うことにより、地域における子どもの見守り体制の強化を支援する。

子どもの意見表明（アドボケイト）の推進等による子どもの権利擁護の強化

子どもの権利擁護を図る観点から、子どもの意見表明（アドボケイト）について先進的な取組を行う自治体を支援する。
また、児童相談所での第三者評価の推進を図るため、第三者評価の受審に要する費用の補助制度を創設する。さらに、一時保護中の通学支援について、一時保護所等が原籍校から離れていることを理由に通学の制限が行われないよう、原籍校への送迎を支援する。

定員を超過している一時保護所の受入体制や児童相談所の体制整備・強化【一部推進枠】

一時保護所の定員超過を解消するため、定員を超過した自治体において「定員超過解消計画」（仮称）を策定させるとともに、計画を策定した自治体における一時保護所の整備等に当たっての補助率の嵩上げ（1/2 2/3）を行う。
また、児童相談所における専門人材を確保するため、弁護士配置にかかる費用の補助に加え、新たに弁護士業務の補助職員の配置の支援を行うとともに、研修等に当たっての外部人材の活用促進を図ることにより、児童相談所の体制強化を図る。

児童相談所等におけるICT機器導入支援、SNS等を活用した相談支援の強化、虐待防止のための情報共有システムの整備

【新規】【推進枠】

児童相談所等におけるICT化を推進するため、タブレット等のICT化に資する機器等の整備等の支援、SNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築等の強化、「要保護児童等に関する情報共有システム」に基づく自治体間の円滑な情報共有のための体制整備、AIを活用した緊急性の判断に資するツール開発の促進を図る。

2. 家庭養育優先原則に基づく取組の推進

里親委託・施設地域分散化等加速化プランに基づく集中取組期間の補助率嵩上げ等による里親養育支援体制の強化

【一部新規】【一部推進枠】

都道府県社会的養育推進計画による里親委託、施設の小規模化・地域分散化等の取組を強力に推進するため、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」に基づき、引き続き、令和6年度末までの集中取組期間における補助率の嵩上げ(1/2 2/3)を行うほか、里親委託に意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例の横展開を行うなど里親家庭に対する養育支援等の充実を図る。

特別養子縁組の民間あっせん機関の支援体制の強化【一部新規】【一部推進枠】

特別養子縁組の民間あっせん機関に対する助成事業(モデル事業)について、年度ごとに補助事業者を採択する仕組みの一部を一般事業化することで、民間あっせん機関による取組の安定化を図るとともに、補助対象となる事業者数を拡大する。

児童養護施設退所者等(ケアリーバー)への支援を行うコーディネーターの配置促進、生活費等の貸付事業の充実、都道府県等による実態把握等の補助制度の創設【一部新規】【一部推進枠】

児童養護施設退所者等(ケアリーバー)への自立支援に関する取組を強化するため、各自治体に複数名のコーディネーターを配置可能とするとともに、医療機関や就労支援機関への同行支援を促すための補助単価の拡充等を行うほか、施設退所後の生活費や家賃の貸付けについて、申請期間を退所後5年まで延長する。

また、都道府県等が各地域においてケアリーバーの実態調査やヒアリング、関係機関との連絡会議など、自立支援を行う上で必要な実態把握等を行うための補助制度を創設する。

不妊症・不育症に対する総合的支援の推進

【令和3年度予算額】

37億円

【令和4年度概算要求・要望額】

43億円

1. 不育症検査への助成

12億円(12億円)

不育症患者の経済的負担を軽減するとともに、研究段階にある不育症検査の保険適用を推進するため、不育症検査に要する費用への助成を行う。

2. 不妊症・不育症に対する相談支援等【一部新規】

12億円(6.3億円)

不妊症・不育症の方への相談支援の充実を図るため、不妊専門相談センターと自治体(担当部局、児童相談所等)及び医療関係団体等で構成される協議会の設置を図るほか、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、不妊症・不育症に悩む方へ寄り添った支援を行うピアサポート活動や、不妊専門相談センターを拠点としたカウンセラーの配置等の推進を図る。また、国において不妊治療等に関する広報啓発、ピアサポーター等の研修を実施する。

3. 里親・特別養子縁組制度の普及啓発

2.1億円(2.1億円)

不妊治療実施医療機関などにおける、里親・特別養子縁組制度の普及啓発等を強化する。

成育基本法を踏まえた母子保健医療対策の推進

【令和3年度予算額】

159億円

【令和4年度概算要求・要望額】

173億円+事項要求

1. 低所得の妊婦に対する妊娠判定料支援や訪問支援など妊産婦等への支援【新規】【推進枠】 19億円

低所得の妊婦を対象として、妊娠判定料の一部又は全部を補助することで、虐待等のリスクの高い若年妊婦など支援が必要な妊婦を早期に把握し、必要な支援につなげる。また、若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況から孤立した育児に陥るなど、育児が困難になることが予測される妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状態を把握するとともに、健診の受診を促すために必要な費用の補助等を行う。このほか、両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談、母子保健に関する記録の電子化及び各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化を図る。

2. 妊産婦等の健康支援を実施する地域健康総合支援センター（仮称）の創設【新規】 10億円

都道府県が実施主体として実施している「生涯を通じた女性の健康支援事業」、「不妊症・不育症支援ネットワーク事業」を統合して新たに「地域健康総合支援センター（仮称）」を創設し、教育機関や福祉部局との連携を図りつつ、不妊治療や出生前遺伝学的検査（NIPT）に係る相談対応及び性や妊娠に係る正しい科学的知見の提供等総合的な性や生殖に関する健康支援を行う。

3. 産後ケア事業の推進【一部推進枠】 44億円（42億円）

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、非課税世帯に対する利用料減免や、24時間365日の受入体制を整備することで、支援を必要とする産婦が適切な支援を受けられる体制整備を図る。また、安定した事業運営が行われるよう、補助単価の見直しを図る。

4. 多胎妊産婦への経験者による相談支援、育児サポーター派遣等 19億円（19億円）

育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎育児家庭を支援するため、多胎児の育児経験者家族との交流会の開催、育児等サポーターによる産前・産後における日常の育児に関する介助等の支援を行うとともに、多胎児を妊娠した方に対し、単胎の場合よりも負担が大きい妊婦健康診査の費用を補助することで、多胎妊産婦等への負担軽減を図る。

5. 予防のための子どもの死亡検証に基づくプラットフォームの整備、広報の実施 3.2億円（2.3億円）

予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）について、制度化に向け、都道府県における実施体制を検討するため、モデル事業として関係機関による連絡調整、予防のための子どもの死亡検証に係るデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用を支援するとともに、国において、都道府県が収集したデータや提言の集約や、都道府県におけるデータ検証に対する技術的支援を実施する。

また、子どもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすい形に管理したプラットフォームを整備し、検索をしたい際に有用なポータルサイトの運用を行うとともに、予防可能な子どもの死亡事故の予防策等について普及・啓発を行う。

「新子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

【令和3年度予算額】

969億円

【令和4年度概算要求・要望額】

1,066億円+事項要求

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保などについて、意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。

1. 保育の受け皿整備・保育人材の確保等

1,066億円+事項要求(969億円)

できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、保育士・保育の現場の魅力発信や保育士の業務負担軽減等を実施する。

保育の受け皿整備【一部推進枠】

621億円+事項要求(602億円)

「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ(1/2 2/3)等による保育所等の整備を推進する。

また、新型コロナウイルス感染症対策として実施する修繕(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)に必要な経費を支援する。

保育人材確保のための総合的な対策

274億円+事項要求(191億円)

保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、保育支援者を活用し、保育士の業務負担を軽減する事業について、各施設において、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、補助要件を見直すとともに、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入等を支援する。

また、保育所等における外国籍等の子どもへの対応を強化するため、多言語対応を行う支援員を市町村に配置して、必要な保育所に派遣するための経費を支援する。

新型コロナウイルス感染症の影響等により、生活が困窮している学生を支援するため、指定保育士養成施設に通う学生の修学資金の貸付原資を積み増す。

多様な保育の充実

109億円+事項要求(110億円)

保育所等における医療的ケア児等の受入体制の整備に向けて、体制整備を行う市町村への支援を強化するため、補助率を引き上げる(1/2 2/3)。

また、保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等に必要経費を補助するとともに、1施設1回限りとされている要件を撤廃する。

保育所等において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、保育所等における感染症対策に伴うかかり増し経費、マスク等の衛生用品や備品購入等に必要経費を支援する。

認可外保育施設の質の確保・向上

20億円(20億円)

認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保の研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。

指導監督基準のうち、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない認可外保育施設に対して、国が定める基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

2. 子ども・子育て支援新制度の推進

内閣府において要求

教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実【内閣府の再掲】

放課後児童クラブの受け皿整備【内閣府の再掲】

企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援【内閣府の再掲】

児童手当の支給【内閣府の再掲】

ひとり親家庭等の自立支援の推進

【令和3年度予算額】

1,756億円

【令和4年度概算要求・要望額】

1,790億円+事項要求

「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」（令和2年3月23日厚生労働省告示第78号）等に基づき、ひとり親家庭の就業による自立に向け、就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援の充実を図る。

また、多様化・複合化、複雑化が見られる女性が抱える困難な問題に対応するため、婦人保護施設の機能強化、婦人相談員の処遇改善や、関係機関の連携・NPOとの協働による支援等を推進する。

1. ひとり親家庭等への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化

ICT活用等による「ワンストップ化」、「プッシュ型」支援の実現等による自治体のひとり親相談窓口の機能強化

【一部新規】【一部推進枠】

ひとり親家庭が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、SNSによる相談支援などIT機器等の活用を始めとしたひとり親のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図る。

高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充等の特例措置の継続、自立支援教育訓練給付金の拡充によるひとり親の就業支援の促進 【一部推進枠】

ひとり親が就労し安定した収入を得て自立することを支援するため、訓練中の生活費を支援する高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充・訓練期間の緩和の措置を令和4年度以降も継続するとともに、訓練経費を支援する自立支援教育訓練給付金の給付割合及び上限額の引上げを図る。

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の支給率の拡充等による支援の充実 【一部推進枠】

ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職、大学や養成機関等での更なる訓練等を通じたステップアップの可能性を広げるため、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の支給率の拡充等を実施する。

2. 子どもの学習・生活支援事業の推進【一部新規】【一部推進枠】

674億円の内数（555億円の内数）

保護者を対象とした進路相談や子どもの体験学習への支援を拡充し、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象とした学習・生活支援事業を推進する。

令和4年度文部科学省予算概算要求の主要施策（子ども・子育て関係）

幼児教育スタートプランの実現

【令和3年度予算額】
48億円

【令和4年度要求・要望額】
209億円+事項要求

学びや生活の基盤を支える幼児期からの教育の充実を図り、施設類型や地域、家庭の環境を問わず、全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障する「幼児教育スタートプラン」の具体化を強力に推し進める。

1. 「幼保小の架け橋プログラム」の開発・推進

5.5億円（2.1億円）

幼保小の架け橋プログラム事業

2.0億円（新規）

幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子どもたちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」について、モデル地域における検証等を通じた開発・改善を行い、実践への効果的な活用の在り方について調査研究を行う。

幼児教育施設の機能を生かした幼児の学び強化事業

0.6億円（0.6億円）

幼児教育の更なる質的向上を目指し、家庭等との連携強化や切れ目ない幼児教育の実践、外国人幼児や障害のある幼児等への対応などの課題に対応した指導方法等の充実のため、調査研究や研修プログラムの開発を実施する。

幼児教育の理解・発展推進事業

0.3億円（0.2億円）

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に基づく活動を着実に実施するため、中央及び都道府県において幼児教育に関する専門的な研究協議等を行うとともに、その内容を踏まえた具体的な教育課程の編成や指導の在り方等に関する指導資料等を作成する。

幼児教育における人材確保・キャリアアップ支援事業

1.7億円（1.2億円）

質の高い幼児教育・保育の実践の根幹となる人材の確保及びキャリアアップに必要な取組を総合的かつ効果的に実施し、好事例の横展開を行う。

幼児教育のデータの蓄積・活用に向けた調査研究

0.8億円（新規）

「幼児教育スタートプラン」の実効性を高めるため、幼児教育の好事例等を収集して活用するとともに、小学校や家庭とも蓄積したデータを共有し、幼児の成長を保障するためのデータの蓄積、幼児教育施設や小学校・家庭での活用状況等に関する検証を通じて、効果的なシステムの在り方に関する調査研究を行う。

OECD ECEC Network事業の参加

0.1億円(0.1億円)

OECD において計画されている「OECD国際幼児教育・保育従事者調査」及び「デジタル世界における幼児教育・保育の在り方に関する調査研究」に参加し、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得る。

ECEC : Early Childhood Education and Care

2. 幼児教育の質の向上を支える自治体への支援

4.2億円(2.1億円)

幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業

4.2億円(2.1億円)

公立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育アドバイザーの配置等により、地域の幼児教育に関する課題に的確に対応する幼児教育推進体制の活用支援を強化する。

3. 意欲ある施設の幼児教育の質の向上を支える

200億円+事項要求(44億円)

教育支援体制整備事業費交付金

2.9億円+事項要求(1.4億円)

令和2年度第3次補正予算額 3.8億円

新型コロナウイルス感染症の影響下においても子供たちを安心・安全に育む環境を確保し、子供たちの学びや生活の基盤を支えるため、幼稚園のICT環境整備に係る費用や感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品等の購入経費等を支援する。

私立幼稚園施設整備費補助

1.3億円+事項要求(0.5億円)

令和2年度第3次補正予算額 1.5億円

緊急の課題となっている耐震化のための園舎、外壁や天井等の非構造部材の耐震対策等に要する経費とともに、預かり保育への対応や感染症予防の観点からの衛生環境の改善、防犯対策、バリアフリー化等に要する経費の一部を補助する。

認定こども園施設整備交付金

15.7億円+事項要求(2.5億円)

令和2年度第3次補正予算額 15.0億円

認定こども園等の施設整備、園舎の耐震化、感染症予防の観点からの衛生環境の改善、防犯対策に要する経費の一部を補助する。